

2006年8月4日

原爆症認定訴訟・広島地裁の勝訴判決についての声明文 ～被爆者の全面救済を～

原爆症認定訴訟広島弁護団

原爆症認定集団訴訟全国弁護団

日本原水爆被害者団体協議会

原爆症認定集団訴訟を支援する全国ネットワーク

本日、広島地方裁判所民事第1部（坂本倫城 裁判長）は、原爆症認定訴訟において、原告ら（41名）全員の請求を認める判決を言い渡しました。全国15の地方裁判所ならびに大阪高等裁判所における原爆症認定集団訴訟のうち、被爆地における初めての判決であり、広島に原子爆弾が投下された8月6日を直前に控え、平和を祈念する世界中の人々が集まっている中で、言い渡された極めて意義深いものです。

本判決は、原告全員につき原爆症と認定したこと、被爆の実態を見つめて、原爆症についてなお未解明の部分が多いことを前提として、現在厚生労働省が採っている原因確率論が「残留放射線による外部被曝及び内部被曝を十分には検討していないといった様々な限界や弱点がある」ことを指摘し、「原因確率は一応の単なる判断の目安として扱い」、「審査の方針を機械的に適用すべきではなく、飽くまでこれを放射線起因性の一つの傾向を示す、過去の一時点における一応の参考資料として評価するにとどめて、全体的、総合的に検討することが必要である」とした画期的なものです。

さらに、本判決は、

- ① 被爆者援護の立場に立ち、
- ② 前記の考え方から、入市、遠距離被爆者についても広く認定の対象とし、
- ③ これまで認定の対象とならなかった疾病についても認定し、
- ④ 現在の原爆症認定制度を根底から批判し、
- ⑤ 被爆の実態を見据えた新しい認定のあり方を示し、
- ⑥ 要医療性を広く認め

ています。

これらの点において、本判決は、厚生労働省の原爆症認定行政の抜本的転換を求める

とともに、国の原爆被害の過小評価の姿勢を厳しく批判したものと評価できます。

私たちはこの判決が、世界中に核兵器の非人間性を訴え、その廃絶を求めるメッセージであると受け止めます。

厚生労働大臣は、全国の原告 183 名のうち 24 名が既に亡くなっていることを踏まえ本判決を厳粛に受け止め、控訴することなく、直ちに原爆症認定制度の抜本的改革を図るべきです。

以上